広島県告示第六百七十八号

平成二十三年七月十四日一項の規定によって、次のとおり聴聞を行う。宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号。 以下「法」という。)第六十九条第

広島県知事 湯 﨑 英 彦

る。 項の規定に該当す る。	下入札室 下入札室 下入札室	平成二三年七月二八日(木) 二八日(木) 年前一○時から午	者永山英の大田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田	成代表者の表す。	· 方 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 三 二 亚 三 亚 亚 三 斐	番大店品
閉 の 事	間 グ 坊	月 <i>0</i> 月	名	氏	所	住
恵引の事由	恵引り易沂	恵聞の目寺	氏名	住所及び氏	聴聞者の	被